

令和3年度行政組織の改正について

総務部 行政管理課

(20-2112)

1 趣旨

第7次足利市行政改革大綱における「将来を見据えた市役所体制の構築」を目指し、複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応と市民の利便性向上のための柔軟で活力ある組織体制を整備するものです。

2 組織改正の主なポイント

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応と市民の利便性向上のための組織の見直し

ア 新型コロナウイルス感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種に対応するため、健康増進課に「新型コロナウイルス感染症対策室」を新設する。

イ デジタル化の推進

国が掲げるデジタル・ガバメントの動きに呼応するとともに、市民の利便性向上に積極的に取り組むため、情報管理課を「情報政策課」、情報管理担当を「デジタル推進担当」に名称変更する。

ウ マイナンバーカードの普及

マイナンバーカードの普及促進及び市民課窓口の混雑緩和を図るため、マイナンバーカードの専用窓口を市役所本庁舎1階に設置し、市民課庶務管理担当を「庶務・マイナンバーカード普及担当」に名称変更する。

エ 税証明等の交付窓口の一元化

市民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、市民課と税務課で発行している税証明等の交付窓口を市民課交付担当に一元化し、税務課「諸税担当」は、市民税担当に統合する。

オ 納税環境の整備

新型コロナウイルス感染症対策及び現金取扱いリスクを勘案し、スマートフォンを活用した電子決済を導入することにより、キャッシュレスで市税を納付出来る環境整備を図る。これに伴い、収税課を「納税課」、収税担当を「納税担当」に名称変更する。

カ 市民に分かりやすい名称の変更

市民に分かりやすい名称にするため、消防本部予防課予防担当を「予防査察担当」、保安担当を「危険物担当」に名称変更する。

(2) 政策課題への対応

ア 新たなまちづくりへの政策立案及びまちの魅力発信強化

新たなまちづくりの指針の策定などに向け、企画政策課の所掌事務を、政策立案を担当する「総合政策課」と、まちの魅力を市内外に発信し移住定住に繋げる「まちの魅力創出課」に分割する。

総合政策課に、総合計画、地方創生、人口問題等を所掌する「総合政策担当」、公共施設マネジメント、土地利用、広域交通等を所掌する「地域ビジョン担当」の2担当を設置する。

まちの魅力創出課に、企画政策課所管であったシティプロモーション、移住定住、婚活、若者支援等を所掌する「まちの魅力創出担当」を設置する。

イ 防災・安全体制の強化

防災・安全体制の強化を図るため、市民生活課の業務のうち交通防犯業務を危機管理課に移管し、危機管理課地域防災担当を「防災・安全担当」、市民生活課生活安全担当を「市民生活担当」に名称変更する。

ウ 超高齢社会への対応

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が求められているため、元気高齢課の元気推進担当及び地域支援担当を統合し、「地域包括ケア推進担当」を新設する。

エ 公共施設再編計画の推進

公共施設再編計画に基づき、「名草保育所」をきた保育所に集約化する。

オ 児童生徒への食育の推進

小中学校の食育の更なる推進及び学校給食費の公会計化を検討するため、学校管理課に「学校給食室」を新設する。同室に「学校給食共同調理場」を設置する。

(3) 事務の効率化等に向けた組織再編

- ア 財産活用課は、公共施設マネジメント担当の事務を「総合政策課」、財産管理担当を「契約管財課（契約検査課を名称変更）」に分割する。
- イ 臨時組織として設置した「市民生活緊急経済対策担当」及び「中小企業緊急経済対策担当」を廃止する。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、臨機応変に対応するものとする。

3 行政組織図（令和3（2021）年4月1日現在）

別紙1のとおり

4 行政組織数の増減

年度	部	課	課内室	担当等	計
令和3（2021）年度	10	60	14	150	234
令和2（2020）年8月	10	60	12	154	236
増減数	0	0	+2	△4	△2

5 今後のスケジュール

令和3（2021）年3月 関係条例・規則等の改正

4月 広報「あしかがみ」及び市ホームページで周知